

大阪市立旭区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立旭区老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 リベルタ
住 所 大阪市旭区生江3丁目27番6号
代表者 理事長 北口 末廣

2 指定管理予定期間

平成31(2019)年4月1日～平成36(2024)年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成30年6月29日～平成30年8月31日
現地見学会	平成30年8月3日
申請書の受付期間	平成30年8月23日～平成30年8月31日

(2) 審査経過

第1回 平成30年6月22日
第3回 平成30年10月1日
(第2回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者について審議)

(3) 申請団体

社会福祉法人 リベルタ
社会福祉法人 大阪市旭区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員				平均
			A	B	C	D	
社会福祉法人 リベルタ	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	17	29	30	24	25.00
	市費の縮減	50	48	48	48	48	48.00
	申請団体	5	4	5	4	5	4.50
	社会的責任・市の施策との整合	10	8	8	8	8	8.00
	合計	100	77	90	90	85	85.50
社会福祉法人 大阪市旭区 社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	35	31	32	31	32.25
	市費の縮減	50	44	45	45	44	44.50
	申請団体	5	4	4	5	5	4.50
	社会的責任・市の施策との整合	10	2	2	2	2	2.00
	合計	100	85	82	84	82	83.25

(5) 選定理由

大阪市立旭区老人福祉センターの指定管理予定者選定にあたっては、2団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人リベルタについては、収支計画において経費の削減が図られる提案となっており評価できる。事業計画については、やや具体性に欠けるものの、これまでの実績を踏まえると、老人福祉センターの運営に対して問題ない。また、就職困難者等の雇用に積極的に取り組んでいることも評価できる。

今後は、高齢者自身が老人福祉センターの運営も含め、地域の担い手として活躍していただくような取り組みを実施することを期待する。

社会福祉法人大阪市旭区社会福祉協議会については、長期的な視点では少し不足する部分はあるが、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいをづくり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されていることは評価できる。ただし、収支計画については他社に比べ経費の縮減が十分に図られている提案とはなっておらず、また、就職困難者等の雇用に向けた取り組みに関する提案もされていない。

以上の理由で、社会福祉法人リベルタが、大阪市立旭区老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

笠原 幸子	(四天王寺大学 人文社会学部 人間福祉学科 教授)
高畑 亮介	(認定NPO法人 大阪府高齢者大学校 理事)
西口 卓	(公認会計士)
畑 智恵美	(四天王寺大学 人文社会学部 人間福祉学科 准教授)

担当：福祉局高齢者施策部いきがい課
電話：06-6208-8054